

社会資本整備総合交付金事業 雨水貯留施設流入管布設工事（第2工区）について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び江南市契約規則（昭和54年規則第3号）第5条の規定に基づき公告します。

令和6年10月1日

江南市長 澤田 和延

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 社会資本整備総合交付金事業
雨水貯留施設流入管布設工事（第2工区）
- (2) 工 事 場 所 江南市飛高町地内
- (3) 工 期 契約成立の翌日から令和7年7月7日まで
- (4) 工 事 概 要 推進工 L=8.69m 函渠工（各種）L=103.9m
- (5) 予 定 価 格 102,155,000円（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 低入札調査基準価格 設定する（非公表）
（江南市低入札価格調査制度実施要領第4条に基づく失格基準も併せて設定されているため、注意すること。）
- (7) 実 施 方 法 本入札は、資料の提出、入札等をあいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う対象案件である。電子入札システムは、以下のポータルサイトにアクセスして使用する。入札に際しては江南市電子入札要領（以下「電子入札要領」という。）等を熟読すること。なお、ICカード再取得手続中等、江南市電子入札要領第10第2項の規定に該当し、紙入札での参加を希望する者は、「17問い合せ先」に電話で連絡し、指示を受けるものとする。
URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>
- (8) 入 札 方 式 本入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も有利な者を落札者として決定する総合評価落札方式（特別簡易型）により行う。（公共工事の品質は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）第3条第2項に述べられているように受注者の技術的能力に負うところが大きく、一般競争入札による公共工事において、技術力・信頼性が確保された受注者との契約を図るため、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に定める総合評価一般競争入札を適用することを原則とする。）
詳細については、別添「入札説明書」による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び条件

次に掲げる要件をすべて満たしている者

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工事についての建設業の許可を受けていること。（ただし、下請代金の総額が4千5百万円以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となります。）
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 令和6・7年度の江南市入札参加資格者名簿に登載され、本入札の公告日において、愛知県一宮建設事務所管内（江南市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町又は扶桑町）に主たる営業所

があり、かつ、江南市との契約を締結する営業所が江南市、岩倉市、大口町又は扶桑町にあること。

- (4) 入札参加申込書の提出日に 1 年 7 か月を経過しない最新の審査基準日における経営事項審査の総合評定通知書の「土木一式工事」の総合評定値が 900 点以上（江南市に契約を締結する営業所がある場合は 700 点以上）であること。
- (5) 平成 26 年 4 月 1 日以降、国内の官公庁（国、地方公共団体）が発注し、工事が完了した土木一式工事を元請として行った、施工実績があること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立てをしない者又は申立てをされていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしない者又は申立てをされていない者であること。
- (8) 本入札の公告日から落札決定の日までに、本市より江南市業者指名停止基準（平成 8 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 本入札の公告日から落札決定の日までに、本市より「江南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」による排除措置を受けていないこと。

3 入札参加方法等

- (1) 提出期間 令和 6 年 10 月 1 日（火）午前 9 時から令和 6 年 10 月 16 日（水）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書を提出すること（電子入札システム利用可能時間は、土曜日、日曜日及び休日を除いた日の午前 8 時から午後 8 時まで）。競争参加資格確認申請書提出の際には、江南市ホームページに掲載されている一般競争入札参加申請書（様式第 1）に必要事項を入力（印は、不要）し添付すること。
- (3) その他 電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するので、確認すること。

4 設計図書等の配布期間及び配布方法

- (1) 配布期間 令和 6 年 10 月 1 日（火）午前 9 時から令和 6 年 10 月 31 日（木）午後 5 時まで
- (2) 配布方法 電子入札システムの入札情報サービスよりダウンロード
[電子入札システム] → [入札情報サービス] → [入札公告] → [調達機関・江南市・検索] → [該当の調達案件名称を選択] → [ダウンロード]

5 設計図書に対する質疑等

- (1) 質疑期限 令和 6 年 10 月 21 日（月）午前 9 時から令和 6 年 10 月 23 日（水）午後 5 時まで
- (2) 質疑方法 江南市役所総務課契約・庁舎管理グループへ文書にて直接持参すること。
- (3) 回答日 令和 6 年 10 月 25 日（金）午後 2 時から
- (4) 回答方法 電子入札システムにおける入札情報サービスにて閲覧に供する。

6 入札書及び積算内訳書の提出方法等

- (1) 提出期間 令和 6 年 10 月 30 日（水）午前 8 時から令和 6 年 10 月 31 日（木）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し提出すること。
- (3) その他 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 開札日時・場所

- (1)日 時 令和6年11月1日(金)午前10時00分
- (2)場 所 江南市役所総務課契約・庁舎管理グループ

8 契約条項を示す日時及び場所

- (1)日 時 令和6年10月1日(火)午前9時から令和6年10月31日(木)午後5時まで
- (2)場 所 江南市役所総務課契約・庁舎管理グループ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の10分の1以上

11 前金払

契約金額の10分の4以内

12 中間前金払

契約金額の10分の2以内

13 入札の無効

江南市入札者心得書第13条及び江南市電子入札要領第14条の規定に該当する場合並びに、当該工事の公告に示した参加資格がないと認められた者のした入札である場合。

14 入札に関する指示事項

入札の回数は、1回とする。

次に掲げる事項に違反した入札は無効とする。

- (1)入札価格は、予定価格の制限の範囲内の価格とすること。
- (2)入札参加者は、入札書提出時に積算内訳書を添付すること。
積算内訳書とは、次の要件をすべて満たしたものとする。
 - (a)積算内訳書は、指定様式とする(様式は、江南市ホームページからダウンロードすること)。
 - (b)積算内訳書は、本工事内訳書のうち「工事種別」ごとに記載するものとする。なお、明細書・代価表の提出は必要ないが、後日確認する場合があるので各自整理しておくこと。
 - (c)積算内訳書の記載金額は、入札書に記載する金額と同じ金額とすること。

15 落札者決定方法

- (1)本入札においては、開札後、予定価格と失格基準価格の範囲内で評価値の最も高い者(以下「落札候補者」という。)の入札参加資格を審査し当該要件を満たしていることが確認できた場合、落札候補者を落札者として決定し、落札者に対し直ちに落札決定通知書を通知するものとする。
- (2)落札候補者は、落札候補者決定通知を受けた日から起算して2日以内(土曜日、日曜日及び休日の日数は、算入しない。)に、一般競争入札参加資格確認申請書(様式第3)及び次に掲げる書類を江南市役所総務課契約・庁舎管理グループまで持参により提出すること。(印は、不要です。)
 - (a)同種又は類似工事の施工実績調書(様式第4)
 - (b)配置予定技術者等に関する調書(様式第5)
 - (c)経営事項審査結果の写し
- (3)評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を定めるものとする。
- (4)落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていない場合には、落札候補者に対して一般競争入札参加資格確認通知書(様式第6)によりその旨を通知する。

(5) 一般競争入札参加資格確認通知書（様式第 6）を受理した者は、通知日の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日の日数は、算入しない。）に、その理由に対して書面により説明を求めることができる。

16 その他

(1) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）の対象工事は、分別解体の方法等を請負契約に係る書面に記載する必要があることから、落札者は、落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

(2) 契約書の作成は受注者とする。

(3) 契約時に、各年度の年割額に応じた出来高予定額から算出した支払限度額を設定するものとする。

(4) 印を不要とした書類については、押印がされていたとしても無効とはしないものとする。

17 問い合わせ先

江南市役所総務課契約・庁舎管理グループ

0587-54-1111（内線 302・306）